

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成28年11月 15日(火)
---------------	-----------------------

②施設・事業所情報

名称： 半田同胞園保育所	種別： 保育所	
代表者氏名： 青木 誠	定員（利用人数）： 261名（249名）	
所在地：愛知県半田市栄町2丁目2番地		
TEL： 0569-24-6645		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和19年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 半田同胞園		
職員数	常勤職員：67名	
専門職員	(保育士) 52名 (調理師) 3名	
	(看護師) 3名 (小学校教諭) 2名	
	(事務職員) 1名 (幼稚園教諭) 1名	
施設・設備の概要	(居室数) 13室 (設備等)	

③理念・基本方針

<p>◇法人理念 利用者の最善の利益を守る。</p> <p>◇保育所理念 ここに入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することである。</p>

◇基本方針

- ・子ども達のために、自分で考え、主体的に行動する姿勢を大切にする。
- ・保育内容及び方法について、常に研修し、子どもと共に生き、共に育ち、親と共に創る保育にあたる。
- ・地域に開かれた保育所として、積極的に利用者との関わりを求め、保育所の社会的な役割を果たすよう努める。
- ・情報をみんなで共有し、みんなの力で創る関係を広げる。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・「柳沢運動」「さくらんぼリズム」を各年齢の発達に合わせて遊びの中に取り入れ、運動能力の発達を促している。
- ・園内、園外研修に積極的に参加させて保育の質の向上を図っている。
- ・元気よくあいさつのできる子どもの育成を図っている。
- ・“本物から学ぶ”よさを実感させる目的で、各方面の専門家を招いて交流会を行っている。(相撲、柔道、新体操など)

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年 5月30日(契約日) ~ 平成29年 4月 3日(評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園からの情報発信

毎月、園だよりが発行されて保護者の許に配られるが、さらに毎週2回、園長便り「大きく伸びよ」が発行されており、園長の考え方や園での出来事を折に触れて伝えている。クラス便りは携帯メール配信の形を取っており、即時性に富んでいる。「給食便り」も保護者の許に配布されているが、これは調理員の自主的な取り組みによるものである。これらを通して、保護者は園での子どもの様子をつぶさに見ることができ、良好な関係構築の一助となっている。

◆“本物から学ぶ”

スポーツの分野を中心に、その道の第一線で活躍する専門家を招いて子ども達に話を聞かせている。中には、オリンピックのメダリストもいる。子どもにとっては、驚きであったり、尊敬であったり、憧れであったりと、それぞれが感じる場所は違っても、将来に向かっての夢を与えることにつながっている。子どもが夢を描けない時代となって久しいが、“本物から学ぶ”取り組みが、今後も継続することを祈りたい。

◆保護者との信頼関係の構築

保育の質の向上の指標である“利用者満足度”を把握する取り組みは、保護者アンケート・保護者会・個別面談等で行われている。今年度、保護者から「職員67名と多く、名前が分からないので名札を全員つけて欲しい」との要望が出た。安全性や大きさ、色彩にも配慮し、全員が名札を着用することになった。保護者の声を受け止め、改善していく姿勢が更なる信頼につながっている。なお、保護者アンケートは、保護者評価として数値分析されており、保育の質の向上を検証する客観的データとして活用されている。

◇改善を求められる点

◆規程、マニュアル類の整備を

運営・管理部門でも、保育現場での標準的な実施方法に関しても、必要と思われる規程やマニュアル類の整備が遅れている。それぞれの評価項目の中で指摘させていただいたので、参照願いたい。マニュアル類の整備の主たる目的は“業務の標準化”であり、どこでも誰でも均一的な支援を可能とするものである。さらに、“教育ツール”としても有用である。マニュアル類を整備され、新人職員の研修用としても活用願いたい。

◆記録は保育実践の証し

保育の様々な場面で計画されたことが実践されているが、その内容を記述した記録が欠落しているものが多かった。特に、改善活動に関する事項については、その取り組みの内容の記録がほとんど残されていなかった。自らの保育の実践の証しとして、記録の重要性を認識してほしい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

保育所として初めての「第三者評価」であったので、事前の準備や対策等が不十分であった。指摘されたように“記録”しておくことと、マニュアルの整備については評価を受けてさっそくとりかかっている。例を挙げると、保育実習のマニュアルが整備されていなかったのも、プロジェクトチームを作って28年度中に「半田同胞園保育所 保育実習マニュアル」を作成した。29年度からの実習生を迎えるにあたって、マニュアルに沿った共通した指導を行うことができるようになった。他の分野でのマニュアル整備も積極的に実施していきたいと考えている。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
園の理念を「ここに入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することである。」と定め、各年齢ごとに設定される保育目標につなげている。入園式等では園長が理念に根差した話をしており、さらに園長便り「大きく伸びよ」でも理念や保育目標に関する話題を取り上げており、保護者アンケートの結果からも、保護者への周知は十分であることがうかがえる。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
毎月市の園長会に出席して情報の収集に努めている。園長の前職は地元の小学校の教師であり、市との連携も強固である。収集した情報は法人の経営会議や運営会議に諮られ、適切な施策が打ち出されている。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
大きな経営課題として、「保育士の安定雇用」、「保育士の処遇改善」、「西館の建て替え工事」を挙げている。課題の中には既に取り組みが始まっているものもあるが、どの課題も一朝一夕に解決するレベルの案件ではない。中・長期計画に落とし込み、各年度で取り組むべき実行計画(責任者、期限を明確にした工程表)を作成して取り組むことが望まれる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
経営会議、運営会議で議論された中・長期計画(素案)はあるが、具体的な実行計画への落とし込みが不十分であり、単年度の事業計画への枠組みを示すに至っていない。		

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>確立した中・長期計画がないことから、単年度の事業計画は、前年度の事業計画を評価・検証(活動報告)して、新たな事業計画に刷新している。活動報告では、取り組みの証として「重点努力目標」の結果の数値(達成率、参加人数等)を報告している。事業計画の「重点努力目標」に関しても、可能なものについては数値目標を設定して取り組むことが望まれる。</p>			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>事業計画の「重点努力目標」が数値目標を含んでいないため、評価・見直しが精度を欠いている。「重点努力目標」に関しては、実現・達成のための具体的な実行計画を作成し、目指す目標数値だけでなく、“誰が”(責任者)、“いつまでに”(取り組みの期限)、“何を”(方法、手段)かを明確に示して取り組むことが望ましい。</p>			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>毎月、園だよりが発行されて保護者の許に配られるが、さらに毎週2回、園長便り「大きく伸びよ」が発行されており、園長の考え方や園での出来事を折に触れて伝えている。クラス便りは携帯メール配信の形を取っており、即時性に富んでいる。保護者の関心の中心は“行事計画”であるが、事業運営に関心を持つ保護者の存在もある。</p>			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>定期的に保護者の満足度調査(保護者評価)を行い、収集したデータを数値分析して保育の質の向上を検証している。満足度調査のそれぞれの設問に対して、80%~90%の満足度があれば「客観的な保育の質の向上」と判断している。そこで出た意見や要望に関しては、即座に対応して保護者の満足度をさらに高めている。</p>			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保護者評価から改善課題を抽出して改善活動につなげているが、計画性に乏しい。事業計画の「重要努力目標」の取り組みと同様、改善実行計画(誰が、いつまでに、何をするか)を作成し、取り組みの内容を記録に残すことが求められる。</p>			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人の「管理規程」や「経理規程」、キャリアパスの一覧表の中で、園長の責任の所在と行使できる権限の詳細が定められている。保護者向けに発行されている園長便り「大きく伸びよ」の中で、自らの所信を述べている。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
コンプライアンスに関しては、非正規のパート職員も会議に参加し、新たな法律の施行や既存法令の改正についての知識を身に着けている。28年4月から施工された「障害者差別解消法」に関しては、職員会議の議題として取り上げた。法が求める「合理的配慮」については、配慮の対象となる子どもの呼称を取り上げ、「“気になる子”の呼称に侮蔑的、差別的なニュアンスが含まれているのではないか」を議論し、適切な呼称とすべく検討中である。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの成長に合わせ、“本物から学ぶ”保育を実践している。毎年保護者評価を実施して、客観性のある“保育の質の向上”を検証している。保護者評価から得られた改善課題(意見・要望等)は、可能なものから改善活動に移されているが、改善のための具体的な実行計画は作成されず、多くの取り組みについてその詳細は記録としても残していない。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
業務改善や制度改革を実施して、働きやすい職場作りを推進している。育児休暇の期間を伸ばして、職場復帰がより可能となるようにしたり、臨時職員から正規職員への登用の窓口を広げたりと、職員の安定雇用体制を構築しようとしている。しかし、業務改善に取り組むための職員で構成する“具体的な組織体制”(業務改善委員会等)は構築されておらず、今後の課題である。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
明文化した中・長期計画がないことから、将来的に必要となる職員についての具体的な計画に欠けている。欠員補充に重点を置いた施策(中途採用)を展開せざるを得ない状況もあり、人事考課制度やキャリアパス制度と併せた制度設計が必要と思われる。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
法人主導の人事考課制度があり、職員の自己査定と上司査定の後でフィードバックの面談を実施している。人事考課からのアウトプットとして処遇(賞与一時金)に反映させているが、人事考課の結果の分析から職員の能力開発(教育ニーズの把握)につなげる制度とはなっていない。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
働きやすい職場作りの必要性について職員間の意識は高く、外部機関によるストレスチェックも実施された。ストレスチェックの結果は上司にも知らされないことから、事前の説明時に、治療やカウンセリングが必要と判断される場合には、自己責任において受診・相談することを徹底する必要がある。有給休暇の消化は年々増えつつあるが、職位、職種によっての取りづらさが残っている。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園長との育成面談を実施し、職員個々が年間の個人目標を定めて保育にあたっている。期末に園長による評価を行うこととしているが、期中での進捗が管理されておらず、職員の育成としての不十分さは否めない。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
教育・研修に関する年度方針が示されており、その計画に従って職員は研修に参加している。宿泊を伴う「県外研修」に、職員は3年に1度参加することとしており、毎年10名前後の職員が参加している。研修の実施後には報告書の提出を求めているが、報告書の提出をもって研修が完結しており、研修効果を評価・検証する仕組みは構築されていない。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
3年に1度の「県外研修」の他にも、外部からの研修案内に従って、職員に対して積極的な研修参加を呼び掛けている。新人職員に対する教育・研修はOJTによるところが大きいのが、OJTの記録(誰が、誰に、いつ、どんな研修を実施したか)は残されていない。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
年間15名程度の保育実習生を受け入れている。実習は依頼教育機関から提示されるカリキュラムに従って実施しており、園としての受け入れマニュアルは整備されていない。実習生受け入れの意義や目的を記載したマニュアルを作成し、実習の終了後には、マニュアルに定めた意義・目的を達成したか否かの評価、振り返りを実施することを望みたい。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
ホームページは開設されているが、数年前から内容が更新されておらず、インターネットの即時性効果の面での役割を欠いている。第三者評価は今回が初めての受審であるが、今後も定期的な受審を継続されたい。苦情等を受け付けた場合の公表の仕組みが未完成であった。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント 法人監事による監事監査、行政機関による行政監査は実施されており、一定水準の透明性は確保されている。社会福祉法が求めるレベルの外部専門機関による外部監査は実施されておらず、将来の受審に備えて中・長期計画に盛り込む等の対応を願いたい。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント 「本物から学ぶ」ことを基本に、子どもの年齢にふさわしい社会性を身に付けることを目指してはいるが、その実践の場を地域に求めようとの方向性が見えてこない。園外研修として交通手段に公共交通機関を利用したり、様々な場所へ出かけて子どもの知識と経験値を積み重ねてはいるが、地域と連携して保育を実践するには至っていない。おりしも、園の建物内で地域のボランティアグループによる「同胞園サロン」が始まった。これを契機として、地域との交流・連携が深まることを期待したい。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント ボランティアの受け入れとして、小・中・高校生の体験学習の受け入れがある。地域の複数の小学校、中学校、高校から生徒・学生が訪れ、子ども達と交流している。高齢者のボランティアグループが竹馬作りをしてくれたり、地元企業のボランティアグループがお祭りの山車造りを手伝ってくれたり、伝承芸能の盛んな地域であるだけに、子どもにとっては貴重な経験となっている。受け入れを円滑に進めるためにも、受け入れ手順のマニュアル化を望みたい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント 個々の子どもや保護者に対応するために必要な社会資源を網羅したリストの作成がなかった。特別な配慮を必要とする子どもの小学校への進学について、受け入れる小学校との打ち合わせが行われているが、その内容についての記録が確認できなかった。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント 毎週1回、地域のボランティアグループに場所を提供し、地域の高齢者を対象とした「同胞園サロン」が開催されることとなった。地域の少年少女合唱団に練習場所を提供し、日にちは違うが同じ場所で体操教室も開かれている。福祉避難所としての登録が可能か否か、検討が始まった。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント 定員261名、職員数67名のマンモス保育所であり、乳児(0歳～)から5歳児までを受け入れ、通常保育(午前8時～午後4時)の他に、朝7時30分からの早朝保育と、夜7時までの延長保育、一時保育を行っている。かつては病後児保育を行っていたが、現在は廃止している。現時点では、新たな公益的な事業展開は計画されておらず、利用する子どもや保護者の満足度を高めることが、地域ニーズに応えることと認識して保育にあたっている。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28 a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
「保育所経営案」を全職員に配布し、この冊子を各自ひもときながら活用しているが共通理解する勉強会や実践するための取り組みはされていない。しかし、今回の第三者評価の受審に際し、「組織で定期的に勉強会や研修を行っていく」という改善に向けての力強い言葉が聞けた。研修計画とも関連させて是非取り組んでいただきたい。		
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29 a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
「プライバシー保護規程」、「虐待防止規程」やマニュアルは整備されている。また水遊び後のシャワーは死角を利用して行ったり、身体測定等も各部屋で行い、外から見られない配慮はされているが、規程やマニュアルの周知、質の向上のための取り組みや研修は行われていない。内容の確認や見直しの際に、職員や保護者にも周知する取り組みをされたい。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30 ㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
保育所選択に必要な情報はホームページ、パンフレット、法人の「ご案内」が市に設置されている。また、併設されている「子育て支援センター」の利用者、「一時的保育事業」利用者にも入手できるように設置されている。見学者は主に園庭解放を利用している親子からの申し出が多く、カラー刷りのパンフレットを利用して説明している。資料の見直しは毎年3月に行っている。		
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31 a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
入園に際しては「入園のしおり」で説明し、同意を得て利用が開始されているが、同意書は書面で残されていない。また、特に配慮が必要な子どもの保護者への説明は適正にされているが、ルール化はされていない。		
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32 a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
子どもが途中で転園したり退園したりする場合の保育の継続性に配慮した引継ぎ文書は作成されていない。市内転園は、市で決まっている資料は全てが継続される。市外は「災害共済給付制度」に加入の有無を添付するのみである。ただし、転園先から問い合わせがあれば口頭、または必要な資料を送付している。退園児には併設されている子育て支援センターや園庭解放に誘うような言葉かけをしているも、相談できる担当者や窓口は設置されていない。引継ぎ文書を作成されたい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33 a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
利用者満足を把握する取り組みは、年1回の保護者アンケート(保護者評価)、保護者会、個別面談等で行っている。子どもの満足度を把握するために子どもの声を聴く努力をしているが、記録を基に検討する検討会議は行われていない。委員会や検討会議等の組織化が望まれる。また、記録に残すことで振り返りが容易になったり、改善のための気づきが醸成される。それが保育の質の上昇につながる。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決制度は整備されている。保護者説明は「園のしおり」「園便り」に記載されている。第三者委員までいく苦情はないが、苦情として受け付け、解決された記録が保管されていた。今年度保護者からの意見で、職員数が67名と多く、個々の名前が分からないので名札をつけて欲しいとの要望があった。安全性に配慮し、大きさ、色彩にも配慮して全員が名札着用の取り組みを実施した。しかし、その一連の取り組みの記録が残っていなかった。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
個人懇談、保護者アンケート、保護者会と、保護者が意見を述べる機会はあるが、相談相手を選ぶことが出来る説明文は作成されていない。また、園は把握しているが、長時間保育利用者に対しての相談のための十分な時間が取れていないことが課題である。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
相談、意見を受けた際の記録・報告・対応策の検討等のマニュアルが整備されていない。ゆえに定期的な見直しもされていない。意見に対して園の方針を伝えて理解を求めたこともあるが、マニュアルがないため職員によって解決方法が様々である。現在対応されていることを文書化し、マニュアルの整備に役立てることを望みたい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
県の保育監査、今回の第三者評価受審の自己評価からヒントを得て、リスクマネジメントに関する体制整備を進めている。事故報告から再発防止の対応はされているが、ヒヤリハット報告、事例収集にはまだ踏み込めていない。今後、積極的にヒヤリハット報告や事例収集から傾向や原因を分析し、事故に至る前に事故予防対策を考えて未然防止に注力頂きたい。遊具点検は職員による点検、業者による点検も行われている。また、毎月交通安全指導が指導計画の下に行われている。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
感染症予防、発生時対応マニュアルは、共に市から配布されて整備されている。保護者への周知は、文書を渡して意識啓発をすることで終わっており、見直し時に取り組み方法を検討されたい。また、各部屋の加湿器、空気清浄機の設置もされ、手洗い・うがいの励行を日々行っている。保護者への情報提供は、ホワイトボードや掲示板を使って適切に行われている。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
消防計画・防災計画が作成されており、毎月防災訓練を行っている。災害時における子どもの安全確保については耐震補強や落下防止、また、園舎を新築したりと改築・改修が行われているが、保育を継続するための職員の出勤基準や安否確認は一部未整備のため、行政や自治体と連携して行う訓練の見直し時に対策を強化されたい。食料、医薬品等の備蓄リストは整備され、月一回点検もされている。しかし、点検の記録がないので残されたい。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
標準的な実施方法は文書化されて「保育所経営案」としてまとめられ、各職員に配布して活用している。しかし、職員が十分な理解の下で活用しているかの確認は不十分である。保育の具体的な場面(登園・食事など)の実施方法や留意点などは文書化されておらず、現行の実施方法を洗い出して文書化(マニュアル化)することを望みたい。			

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
標準的な実施方法の見直しは毎年4月に行われ、指導計画が立案されていた。しかし、一年間の見直しを含め3月に行うとよいのではないかと気づき、今年度から3月に行う予定である。改訂記録や検討会議の記録は見当たらなかった。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
アセスメントに関する様式は市で定められ、保護者記入後に主査(保育士職)が保護者のニーズなどを聞き取りながら確認をしている。支援困難者への対応は担任や主査が行うが、保育士以外の職種(看護師等)の職員も参加して協議する取り組みがされている。3歳以上児の個別の指導計画策定はまだ着手されていない。今後の課題であろう。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
評価見直しの時期としては、毎月月末と年度末(3月)に振り返りを行っており、次の保育に反映しているが、見直して課題が明確になったことが記録に残されていない。また、指導計画を緊急に変更を要する場合には、必要に応じて変更されているが手順等は明文化されていない。PDCAサイクルを活用して、手順の構築と文書化を望みたい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
職員の当該園での勤続年数の平均が10年と経験豊富な職員が多い。また、保育士のみならず看護師や教諭などの資格を有する職員もおり、子どもの状態の変化、保護者のニーズに対応すべき情報の豊かさが保育内容の豊かさにも反映されている。情報の共有を目的とした定期的な会議があるが、記録として残されていない。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
「個人情報保護規程」、「情報開示の規程」は市から配布されている。子どもの記録の保管、保存、廃棄の管理は市に準じて実施しており、良好である。しかし、写真データの取り扱いについて、撮影に個人のカメラを使用する場合がありますが、規程の遵守が出来ていない。職員に対して研修が行われているが、記録が残っていない。内部研修、もしくはOJT 研修として位置づけ、実施後には研修の記録として保持することが望まれる。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-1(1) 保育課程の編成			
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育課程は園独自で策定されている。評価・見直しは年度末3月に行われ、次の編成に役立っているが記録はない。また、園として特に力を入れ、特色ある保育の一つに、発達に合わせた運動遊び「さくらさくらんぼリズム」があるが、年齢別の計画を作成することで保育課程策定に参画する職員が増え、保育課程に深みが出ている。</p>			
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
養護と教育			
A② A-1-1(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>子ども達が心地よく過ごすためには部屋が狭い。広く使えるようにコーナーづくりやままごと等のごっこ遊びなどは自然物を使っての環境構成の工夫が見られる。メダカやドジョウなども飼育されており、ほっとするコーナーもある。しかし、2歳児のトイレが保育室外にあるため、安全性から職員が付添って見守っているが、冬のトイレの便座の冷たさには一考を要す。</p>			
A③ A-1-1(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>評価日には、乳児から幼児まで全員が集う七五三の集会を行っていた。内容は職員が考え、自分を表現する力の弱い子どもには気持ちを代弁したり、年齢差があるため進行役を工夫したりして会を進行していた。日々の保育の場面では、子どもの欲求を受け止めて適切に対応できなかったり、制止する言葉や、言葉遣いが感情的になったりと、自己評価は厳しい。どのような時にそのような状態になるのかを記録し、課題を職員間で共有されたい。</p>			
A④ A-1-1(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>子どもが自分の健康に関心を持つようにするため、うがい・手洗いの励行、歯磨きなど発達に合わせて身につくように配慮している。また、自分でやろうとする気持ちを大事にした援助を行っているが、No.48では「子どもの気持ちに沿うことが難しい」と自己評価していることと併せて、子ども理解を深めたり受容したりすることと関連付け、今年度の研究テーマの中に組み込んで取り組めば、より一層保育の質の向上につながる。</p>			
A⑤ A-1-1(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>お店屋さんごっこでは、本物のお菓子を異年齢の子どもと一緒に買い物に行くなど、楽しい活動を通して人間関係が育まれるよう工夫している。部屋の環境構成をする時に、子どもの人数に対して狭さを懸念しているが、子どもが自主的・自発的に遊べるように戸外やテラス、広い廊下などの有効活用も視野に入れ、部屋の狭さをカバーする工夫を望みたい。地域と関わる機会として、老人介護施設に出向くなどしており、社会体験も得られている。</p>			
養護と教育			
A⑥ A-1-1(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>個別の指導計画の下、発達に合った遊びの環境を工夫している。家庭との連携も連絡帳を通して行っている。送迎時や連絡帳に子育て相談が記されているが、担任が判断に迷う時には上司に相談して連絡帳や口頭で答えている。保育に反映された内容もあるが、記録には残されていない。</p>			
A⑦ A-1-1(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>未満児保育の個別指導記録は作成され実践されている。1・2歳児は自我が芽生え始め、保育の難しい場面もあるが、噛みつきなどはした方にもされた方にも、園の方針としてありのままを伝えている。一人ひとりの子どもの状況は連絡帳や口頭で家庭との連携を行っている。連絡帳や送迎時を利用した育児相談はあるが、担任止まりである。それらの事例を全体の資料としてまとめ、研修資料として活用されたい。</p>			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもたちの育ちや活動をホームページで発信しているが、ここ数年更新されておらず、情報が陳腐化している。保護者にはホワイトボードや園便り等で知らせている。力を入れている保育内容に“本物から学ぶ”があり、本物の良さを感じて欲しいと、相撲や柔道、新体操など、第一線で活躍している人を招き、子どもの感性を豊かにする取り組みをしている。しかし、集団の中で個性が発揮できる環境整備に関しては課題を残す。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
障害のある子ども7人は、加配性で個別の指導計画の下に統合保育を行っている。医療機関、専門機関と連携を取り、職員研修も必要に応じて行われている。保護者には連絡帳を通して、保健センターとも連携を密にして支援している。他の保護者に、障害のある子どもの情報を発信する機会がなかったが、今後は伝えるための取り組みが始まる。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
延長保育は19時までに行っているが、需要が多く家庭的に過ごすための環境整備は難しい。職員間の引き継ぎはノートを使用している。今回の受審がきっかけで、延長担当職員と担任保育士との連携は十分ではないと気づき、改善に向けた動きが既に進められている。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わりに配慮している。	保 56	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
小学校との交流は、小学校が近いため夏にはプールを借りており、身近に小学生や教員と接する機会となり、学校の雰囲気にも自然と馴染むことが出来る環境である。職員が授業参観に出向くこともできる。今年度から小学生が絵本の読み聞かせに来てくれるなど、交流する機会も増えてきている。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの保健に関する計画は作成されているが、健康管理に関するマニュアルは整備されていない。乳幼児突然死症候群に関する取り組みに関しては、職員が十分な知識を習得し、予防策の一つである午睡時のチェックの記録についても、様式を早急に定めて実践に移されたい。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
内科や歯科検診の結果は、適切に記録されていて良好である。保護者には、結果の報告を連絡帳を通して行っている。園医が健康教室や講話、歯の染め出しなどを行って、健康診断のフォローアップをしている。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
アレルギー児は13名いるが、対応マニュアル・緊急マニュアル等は整備されていない。除去食等は医師の指示の下で適切に行われ、職員の知識や技術の習得もエビデンまでされている。他の子どもの相違にも配慮して誤食を防いでいる。保護者との連携を密にして、園では月1回給食懇談会を開き、担任・調理員・看護師等のメンバーで確認の打ち合わせを行っている。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
子ども達が「食」に興味を持つよう、プランターや畑で野菜づくりを経験させ、食育活動の一助としている。地域の農協から野菜の苗の提供を受ける等、地域の協力もある。野菜の生育の写真を撮ったり、記録に残すだけでなく、活動の手順をマニュアル化することを望みたい。定期的に嗜好調査も実施されたい。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。	保 61	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
将来的な構想として、法人の管理栄養士の立てた献立を自園で調理する「完全自園調理」を目指している。担任は子どもの嗜好を把握しており、苦手な食材がある時にはあらかじめ減量して提供し、食べきったことによる充実感を得られるように配慮している。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園での子どもの様子は、毎月の「園だより」や週に2回発行の「園長便り」で伝えており、乳児には連絡帳も使われている。調理員の自発的な取り組みとして「給食だより」の発行がある。前年度の保護者アンケートで、延長保育を利用する保護者から「職員間の連携の悪さ」が指摘された。その改善策として、重要な伝達事項がある場合には、クラス担任の正規職員が最大午後7時まで残って保護者に伝えることとしている。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者とのコミュニケーションを大切にしており、相談には丁寧に対応している。自己啓発の研修テーマとして、「保護者とのコミュニケーション」を取り上げている職員もいる。懇談会では保護者一人ひとりに十分な時間を割り、保護者が理解や納得のいくまで話し合っている。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
現在、虐待やネグレクトを疑われる子どもはいないが、緊急の事態に備えて、市の子育て支援課や児童相談センターと協力関係を築いて連携している。虐待やネグレクト等の予防や、早期発見のための職員研修は実施されていない。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
これまでには職員による定期的な自己評価の実施がなかったが、今回の第三者評価の受審を通して職員自身が自己評価の必要性を感じており、今後は毎年の自己評価実施を決めている。			